

# 許可申請に必要な書類(確認資料)

◆各申請区分に応じて、必要となる資料が異なりますので以下をご参照ください。

『確認資料』について		申請等の区分		
		新規・許可換え新規・更新	般特新規・業種追加	
<p>「確認資料」とは、建設業許可の申請等に係る審査において、許可要件等に関する事実確認に必要なものとして、申請書、届出書及びその添付書類といった法定書類のほかに提出をお願いしている資料です。</p> <p>以下では一般的な「確認資料」を例示していますが、これらだけでは事実確認が十分でないと思われる場合には、必要に応じ、別の資料の提出をお願いする場合があります。</p> <p>「確認資料」は従来どおり、申請書等の提出先である県(県によってはその出先機関)に申請書等と一緒に提出してください。(「確認資料」は一部のみで結構です。)</p> <p>●●北陸地方整備局建政部ホームページ(建設業情報)は以下をクリック!●●  <a href="http://www.hrr.mlit.go.jp/kensei/sangyo/index.html">http://www.hrr.mlit.go.jp/kensei/sangyo/index.html</a></p> <p>(凡例)            ◎:必須提出            ○:当該「般特新規」・「業種追加」申請に係る営業所の専任技術者、令3条使用人について提出            △:必要に応じて提出</p>				
申請等の際に提出が必要となる確認資料	主たる営業所・従たる営業所	<p><b>営業所の写真(下記記載のもの全て)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・営業所の看板を含め建物の全景を撮影したもの</li> <li>・執務室内を撮影したもの</li> <li>・周辺状況を含め標識(法第40条)の設置場所が確認できるように撮影したもの</li> <li>・記載内容が判読できるように標識をアップで撮影したもの</li> <li>・営業所名が表示された入口等を撮影したもの</li> <li>・《ビル内の営業所の場合に限り》フロア案内を撮影したもの</li> </ul> <p><b>営業所の案内図</b>            ※当該営業所のほか交通機関、公共・公益施設等を明示した地図</p> <p>《自社所有の場合》  <b>当該建物にかかる以下の資料のうち一つ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登記簿謄本【写】</li> <li>・登記事項証明書【写】</li> <li>・固定資産物件証明書【写】</li> <li>・固定資産評価額証明書【写】</li> </ul> <p>《賃貸の場合》  <b>当該建物の賃貸借契約書【写】</b>            ※賃貸借契約書がない場合は、公共料金の領収書【写】</p>	◎	
	経営業務の管理責任者	<p><b>住民票</b></p> <p>《現住所が住民票住所と異なる場合に限り必要》  <b>現住所建物の賃貸借契約書【写】</b>            ※賃貸借契約書がない場合は、公共料金の領収書【写】(それ以外については個別対応)</p> <p><b>健康保険被保険者証【写】</b>            ※国民健康保険に加入の場合、長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の適用を受けている場合については個別対応(事前にお問い合わせください)</p> <p>《法人の役員としての経験について》  <b>会社・法人の登記簿謄本または登記事項証明書【写】</b>            ※証明された経験期間すべてが確認できるだけのものが必要</p> <p>《令3条使用人としての経験について》  <b>変更届出書(令第3条に規定する使用人の着任時と退任時)【写】</b>            ※証明された経験期間すべてが確認できるだけのものが必要</p> <p>《「準ずる地位」としての経験について》  <b>個別対応(事前にお問い合わせください)</b>  <b>注)更新申請のみの場合で、経営業務管理責任者に変更がない場合は提出不要</b></p>	◎ △ ◎ ◎ ◎ 注)	◎ △ ◎ ◎ ◎
	専任技術者	<p><b>住民票</b></p> <p>《現住所が住民票住所と異なる場合に限り必要》  <b>現住所建物の賃貸借契約書【写】</b>            ※賃貸借契約書がない場合は、公共料金の領収書【写】</p> <p><b>健康保険被保険者証【写】</b> ※国保の場合は個別対応(事前にお問い合わせください)</p>	◎ △ ◎	○ △ ○
	令3条使用人	<p><b>住民票</b></p> <p>《現住所が住民票住所と異なる場合に限り必要》  <b>現住所建物の賃貸借契約書【写】</b>            ※賃貸借契約書がない場合は、公共料金の領収書【写】</p> <p><b>健康保険被保険者証【写】</b> ※国保の場合は個別対応(事前にお問い合わせください)</p> <p>《本人に代表権がない場合に限り必要》  <b>見積・入札・契約締結等の権限に関する委任状【写】</b></p>	◎ △ ◎ △	○ △ ○ △
	の健康保険加入状況等	<p><b>健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に係る領収書又は納入証明書【写】</b>            ※申請時の直前のものを提出</p> <p><b>労働保険概算・確定保険料申告書及びこれに係る保険料の納入に係る領収済通知書【写し】</b>            ※申請時の直前のものを提出</p>	◎ ◎	◎ ◎